

現代正義論の新たな視座—ケイパビリティ・アプローチ

立命館大学総合心理学部教授

神島裕子

《構成》

はじめに

I ロールズの正義論

II ロールズ以降の正義論

III ケイパビリティ・アプローチ

IV 新たな視座が示す3つのテーマ

おわりに

はじめに

デモクラシーにおける政治の目的は、人々の「よい生」(good life)を可能にする社会の仕組みを整えることである。だが、価値の多元性が認められるようになった現代のデモクラシーにおいては、よい生の具体的内容は人によって異なる。政治が目指すことができるのはせいぜい、^{もろもろ}諸々のよい生に共通の基盤を、社会の全員に対して保証することである。

現代においてこの理解を政治哲学の分野で示したのは、アメリカ合衆国の哲学者ジョン・ロールズである¹。1971年に刊行されたロールズの『正義論』²は、アメリカ合衆国のみならず世界各地で政治哲学の礎となり引照点となった。テレビ放映された「ハーバード白熱教室」やベストセラーとなった『これからの「正義」の話をしよう』で知られるマイケル・サンデルのデビュー作も、ロールズの正義論

(以下、ロールズと略記する場合がある)を批判するものであった³。

ロールズの影響力は今なお絶大であり、その発展的研究も後を絶たない⁴。本稿では、ロールズ以降の正義論のなかからケイパビリティ・アプローチという新たな視座に着目し、それが示す3つの重要なテーマとして、平等のための不平等、道徳的な行為主体性、ジェンダー平等を指摘する。

I ロールズの正義論

正義については古代ギリシア時代から論じられている。例えば「正義について」という副題を持つプラトンの『国家』は、哲学を修めたリーダー(哲人王)がポリス(都市国家)を統治すべきことを説いたが、他方で人間の魂が知恵、勇気、節制という3つの徳の調和によって正しい状態にあるべきことと、それとのアナロジーで国家もまた、理性を^{つかさど}司る部分(統治)、気概を司る部分(軍事)、欲望を司る部分(経済)が調和した正しい状態にあるべきことを説いた⁵。

プラトンの弟子アリストテレスも、『ニコマコス倫理学』と『政治学』で、よい生とそれを可能にする最善の国制について論じた。だがアリストテレスは、分配的正義についても

¹ 太平洋戦争への従軍体験を含むロールズの生涯と思想の全体像については、斎藤純一・田中将人『ジョン・ロールズ—社会正義の探求者』(中公新書、2021年)を参照されたい。

² ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。

³ マイケル・J・サンデル『リベラリズムと正義の限界』原著第二版、菊地理夫訳、勁草書房、2009年(原著第一版の発行年は1982年)。

⁴ 例えばごく最近では「公正な社会の姿はどのようなものだろうか?」というサブタイトルを持つ書籍が出版されている。Daniel Chandler, *Free and Equal: What Would a Fair Society Look Like?*, Allen Lane, 2023.

⁵ プラトンの『国家』とその歴史的影響力については、納富信留『プラトン—理想国の現在』(慶應義塾大学出版会、2012年)が詳しい。またプラトンの全体主義的解釈とそれへの批判については、佐々木毅『プラトンの呪縛—二十世紀の哲学と政治』(講談社、1998年)が詳しい。

考察した⁶。それは、「名誉や財貨、その他およそ国制を共有する人々に分け与えられうるかぎりのもの」⁷を、ポリスの人々のあいだで分配することに関するものであったが、その際の分配基準は、身分や功績であるとされた。

分配的正義が現代的な意味合い、つまり身分や功績にかかわらず、すべての人の基本的ニーズを充たすための分配という意味合いで用いられるようになったのは、貧困が社会問題化し、政治的な課題として浮上した19世紀以降のことである⁸。ロールズは、この意味合いでの分配的正義を理論的に体系化したのであった。

そのロールズは、正義にかなった社会の原理を以下のように定式化している⁹。

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組への同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組は、諸自由からなる全員にとって同一の枠組と両立するものである。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということ（格差原理）。

第一原理は、憲法に明記される種類の基本

的諸自由が、すべての人によって等しく享受されていることを要請する。ロールズは平等であるべき基本的諸自由として、政治的な自由（投票権や公職就任権）、言論および集会の自由、良心の自由、思想の自由、人身の自由（心理的抑圧および身体への暴行・損傷からの自由を含む）、個人的財産を保有する権利、（法の支配の概念が規定する）恣意的な逮捕・押収からの自由などを挙げているが、これらは日本国憲法にも見られるものである。また、これらの自由には相互のバランスも要請される。例えば他者の人身の自由に危害を及ぼす言論や集会の自由は縮減されることが認められるため、諸自由は「枠組」として捉えられるのである。第二原理は、社会的・経済的不平等が認められる条件を示している。

これら第一原理と第二原理は合わせて「正義の二原理」と呼ばれており、人々の人生の見通しに影響する社会の基本構造（政治制度、法制度、経済制度、家族制度などから成る）に「正義の二原理」が適用されている場合に、当該社会は正義にかなっていることになる。

すると正義にかなった社会では、第一に基本的諸自由が、いわば人々に等しく分配されることになる。そして第二に、機会が公正に分配され、所得や富が分配される。このようにロールズは、自由、機会、所得や富といった社会的諸価値を分配する正義原理を提示したのである。そこには、社会的諸価値は人々の協働の産物であり、人々が協働にどのようにかかわることができるかは偶発的であるため分配は公正であるべきだという、ロールズ

⁶ 本稿では、公正性を基準とする分け方を「分配」(distribution)とし、効率性を基準とする分け方を「配分」(allocation)とするというロールズの用語法にならっている。そのため、翻訳書などで「配分」とされているところに「分配」を当てる場合がある。

⁷ アリストテレス『ニコマコス倫理学』（朴一功訳、京都大学学術出版会、2002年）、206頁。

⁸ 分配的正義の歴史については、サミュエル・フライシャッカー『分配的正義の歴史』（中井大介訳、晃洋書房、2017年）を参照されたい。

⁹ ジョン・ロールズ『公正としての正義 再説』エリン・ケリー編、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波現代文庫、2020年、83頁。ロールズは1971年の『正義論』以降、「正義の二原理」の定式を少しずつ修正している。ここではロールズの最晩年に刊行された『公正としての正義 再説』から引用する。

の道徳判断が投影されている。

これらのことからすると、ロールズ正義論は福祉国家論の哲学的基礎を提供しているとも言えるが、ロールズ自身はむしろ、福祉国家論に敵対的であった。というのも、福祉国家は資本主義を基盤としているため、「政治的諸自由の公正な価値を拒んでおり、機会の平等には幾らかの配慮を払うものの、その達成に必要な政策が採られていない」¹⁰と考えられているからである。福祉国家型資本主義では、少数の経済権力者が政治を支配しやすい¹¹。ロールズは後年の『政治的リベラリズム』¹²で明確に打ち出したように、人々の宗教的、哲学的、道徳的な包括的世界観の違いを可能なかぎり尊重するデモクラシーを理想としており、とりわけ政治的諸自由（市民的・政治的自由）の平等を重視しているのである。

政治的自由の公正な価値の維持には、一定程度の社会的・経済的平等が不可欠である。そのためロールズは『正義論』の頃から、福祉国家型資本主義ではなく、「財産所有のデモクラシー」と呼ばれる政治経済体制を理想としていた。「財産所有のデモクラシー」は、生産手段の所有や、教育・訓練を通じて獲得されたスキルを、より多くの人々がより等しく享受できるようにすると同時に、相続税や贈与税などの課税や遺産・遺贈の権利の規制の強化を通じて、財産所有の分散化に努める¹³。ただしロールズは、生産手段の所有形態は私的でも社会的でもよいとしており、生産手段

が私的所有される「財産所有のデモクラシー」か、社会的所有される「リベラルな社会主義体制」であるかは、「社会の歴史的状況、社会の政治思想や政治的実践の伝統、及びその他多くのもの」¹⁴によって決まるとしている。

II ロールズ以降の正義論

以上から窺^{うかが}えるように、ロールズには、社会の構成員には社会的協働の果実を分かち合う権利と義務があるという社会観がある。このことは、「社会のようなものは存在しない」（“There is no such thing as society”）と述べ、自己責任と自助努力を推進したイギリスの元首相マーガレット・サッチャーの見解と比べると、顕著である¹⁵。

また、ロールズの正義論が合法性ではなく公正性を主題としていることも明白である。前述の「正義の二原理」を導出するに際して、ロールズは社会契約説的な思考実験を行った。それは自分の人種、性別、家柄、資産、才能、体力など、社会における自分の立ち位置（ポジション）に大きくかかわる情報は持たない（「無知のヴェール」の背後にいる）契約当事者たちが集い、実際に自分が誰であろうとも望ましいと思える社会の原理を話し合うとすれば、どのような原理に合意するだろうかを問うものであった。

ロールズ正義論のこの二つの特徴は、ロー

¹⁰ ロールズ『公正としての正義 再説』、275頁。

¹¹ 現在のアメリカ合衆国において超富裕層が政治を「私物化」している様子を描いたものとして、ジェイン・メイヤー『ダーク・マネー—巧妙に洗脳される米国民』（伏見威蕃訳、東洋経済新報社、2017年）が興味深い。

¹² ジョン・ロールズ『政治的リベラリズム』神島裕子・福間聡訳、筑摩書房、2022年。

¹³ 「財産所有のデモクラシー」の可能性をジェンダー正義の観点から論じたものとして、神島裕子「ジェンダー正義への責任—ロールズ「財産所有のデモクラシー」の可能性」（國部克彦・後藤玲子編著『責任という倫理 不安の時代に問う』ミネルヴァ書房、2023年）を参照されたい。

¹⁴ ロールズ『公正としての正義 再説』、277頁。

¹⁵ サッチャーと同じ保守党のボリス・ジョンソン元首相は、コロナウィルス・パンデミック下のイギリスにおいて、公共セクターや民間セクターのエッセンシャル・ワーカーの人々の働きを受けて、「社会というものは本当にある」（“There really is such a thing as society”）と発言した。

ルズ以降の正義論の多くに共有されている¹⁶。だが、個々の論者の視座の違いにより、ロールズの立場（リベラリズムと呼ばれる）を起点として、さまざまな思想潮流が生まれた¹⁷。

1980年代に入ると、個人のよい生にとっての「共同体」の価値を再評価・再興しようとする一連の思想が登場し、サンデルもその一翼を担うコミュニタリアニズムが形成された¹⁸。1990年代にはグローバリゼーションを受けて、地球上のすべての人を人権の主体として処遇することを求めるコスモポリタニズムが登場した。特に、ロールズのハーバード大学での教え子であったトマス・ポッグにより、ロールズ正義論の国境を越える拡張可能性が探究された¹⁹。他方で、ロールズが理想とする社会を成立させ維持するためには「ネーション」としての政治的な自己決定権、人々のナショナル・アイデンティティ、そして国境の倫理的な閉鎖性が重要であると説くデイヴィッド・ミラーに代表される、リベラル・ナショナリズムも登場した²⁰。また、フェミニズムからの批判もある。ロールズは家族を社会の基本構造の一部としつつも、「正義の二原理」を家族に直接に適用することはせず、結果的にケアの分配的正義を見過ごすことになった。

スーザン・オーキンやマーサ・ヌスバウム、そしてエヴァ・フェダー・キティらは、このことを問題視している²¹。

Ⅲ ケイパビリティ・アプローチ

ロールズ以降の正義論は、1998年にノーベル経済学賞を受賞した経済学者のアマルティア・センによっても批判的に継承されている。センは1979年に行った「何の平等か？」と題する講演で「基本的ケイパビリティの平等」を提唱した²²。ケイパビリティ (capability) は「ポテンシャル (潜在的可能性)」を指し、「アビリティ (能力)」よりも意味する範囲が大きい²³。つまりケイパビリティは、「～できる」や「～になることができる」という可能性を指すのである。

センは「何の平等か？」という問いへの答えを「基本的ケイパビリティ」としたが、その背景には、ロールズ正義論は「基本財」の平等を説くものであるという、センの理解がある。先に見たように、ロールズは正義にかなった社会の条件として「正義の二原理」を提示したが、そこで言及される「最も不利な状況にある構成員」を同定するために「基

¹⁶ 例外の一つは、ロバート・ノージックに代表されるリバタリアニズムの正義論である。ノージックは人々の所得や富に課税する国家を道徳的に不正とみなし、治安維持や国防、契約遵守の推進などのみを行う最小国家を是とした。ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア-国家の正当性とその限界』(嶋津格訳、木鐸社、1995年)を参照されたい。現代アメリカのリバタリアニズムについては、渡辺靖『リバタリアニズム』(中公新書、2019年)に詳しい。

¹⁷ 以下は神島裕子『正義とは何か-現代政治哲学の6つの視点』(中公新書、2018年)をごく簡潔にまとめたものである。

¹⁸ 注3で紹介したサンデルの著作の他に、アラスデア・マッキンタイア『美徳なき時代』(篠崎榮訳、みすず書房、1993年)、マイケル・ウォルツァー『正義の領分-多元性と平等の擁護』(山口晃訳、而立書房、1999年)、チャールズ・テイラー『自我の源泉-近代アイデンティティの形成』(下川潔・桜井徹・田中智彦訳、名古屋大学出版会、2010年)などがある。

¹⁹ トマス・ポッグ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか-世界的貧困と人権』立岩真也完訳、生活書院、2010年。

²⁰ リベラル・ナショナリズムの立場から地球規模の正義を論じたものとして、デイヴィッド・ミラー『国際正義とは何か-グローバル化とネーションとしての責任』(富沢克他訳、風行社、2011年)がある。

²¹ スーザン・M・オーキン『正義・ジェンダー・家族』山根純佳・内藤準・久保田裕之訳、岩波書店、2013年。マーサ・C・ヌスバウム『女性と人間開発-潜在能力アプローチ』池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳、岩波書店、2005年。エヴァ・フェダー・キティ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論 新装版』岡野八代・牟田和恵監訳、現代書館、2023年。

²² アマルティア・セン『何の平等か?』『合理的な愚か者-経済学=倫理的探究』(大庭健・川本隆史訳) 勁草書房、1989年。ケイパビリティは一般に「潜在能力」と訳されており、当該文献においても「基本的ケイパビリティの平等」は「基本的潜在能力の平等」とされているが、マーサ・ヌスバウムが2016年に思想・芸術部門で京都賞を受賞した際には「潜勢能力」という訳語が用いられたこともあり、本稿ではケイパビリティとする。

²³ ローレンス・ハミルトン『アマルティア・センの思想-政治的リアリズムからの批判的考察』神島裕子訳、みすず書房、2021年、76頁。

本財」²⁴という概念を持ち出した。基本財は諸々の基本的な権利と自由、移動の自由と職業選択の自由、権威と責任のある職務と地位に伴う諸々の権力と特権、所得と富、自尊の社会的基盤であり、よい生への汎用手段だとされている²⁵。

だがセンによれば、基本財のような「財」は何かを達成するための手段にすぎない。例えば、投票権という「財」のある人々が投票に行きたいと思っているとしよう。なかには投票所が遠くて投票に行けない人や、投票日にどうしても外せない仕事があって投票に行

けない人、老齢で外出できないため投票に行けない人、さらには投票に行かないように仕向けられているため行けない人がいるかもしれない。それらの場合、その人々は投票権を行使するという「機能」を達成することができない。「機能」が達成されるには、「財」と「機能」の間に、投票するための実質的自由すなわち「ケイパビリティ」が必要なのである。図1は、このように説明しうる「財」と「機能」と「ケイパビリティ」の関係を表したものである。

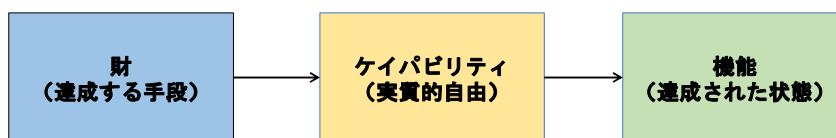


図1 筆者作成

他方で人々は、自然的・社会的な住環境や相続した資産などの外的特性、また年齢、性別、病気に対する抵抗力、身体的・精神的な能力などの個人的特性において多様である。先の例は、投票に行きたいと思っても、こうした「多様性」によって投票に行けない人々を示している。同じ財（投票権）を持つ人々でも、同じ機能（投票に行く）を達成で

きるとは限らない。他方で、投票に行くことは実質的にできるけれども、個人的な信念によって投票に行かない人もいるかもしれない。価値の多元性が認められている現代においては、ケイパビリティを発揮するかどうかをめぐる「選択」は基本的に尊重されるものであることも、踏まえる必要がある²⁶。そのため、図1を補完すると図2のようになる。

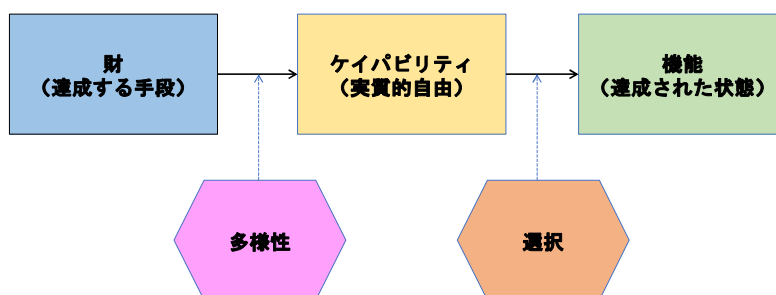


図2 筆者作成

²⁴ ロールズの場合、正確には「社会的基本財」(social primary goods)である。

²⁵ ロールズ『公正としての正義 再説』、113～114頁。

²⁶ デモクラシーにおいて投票は義務であり、選択による棄権は罰金や一時的な公民権の停止などの対象になるという議論や実践もあることについては、ここでは脇に置かせていただいた。

人々の生活に関するこのような説明にはぎこちなさがあるが、人間の生活が複数の機能から成っていること、つまり達成された機能の集合体であることは確かである。そしてそ

れらの機能は、それらを可能にするケイパビリティがあるからこそ達成されうるものである。このことを示したのが図3である。

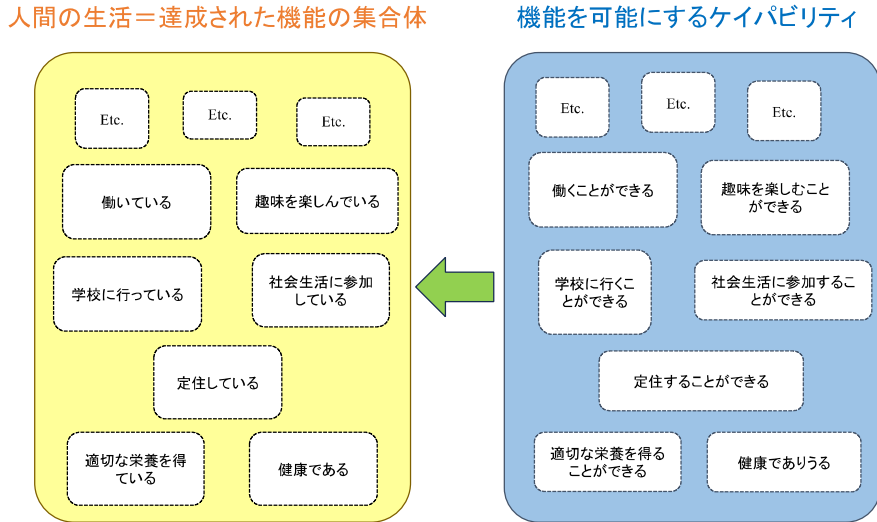


図3 筆者作成

さて、センが人々のケイパビリティに着目するようになった背景には、当時の開発途上国がおかれていた状況がある。西洋諸国とは異なる文化を有する諸国において、豊かさは必ずしも西洋の生活様式の取り入れや大量生産・大量消費を意味しない。移動手段について言えばそれぞれの社会や居住地に見合ったやり方で移動できればよいのであり、衣服について言えば人前に恥ずかしい思いをせずに出ることができるものであればよい。豊かになるということは、一人当たりGDPの増大とイコールではない。人々のケイパビリティが拡大し、より自由になることだというのが、センの開発論の骨子である²⁷。

また、同一社会内部の集団間で、識字率や就学率、あるいは就職率に著しい不平等があ

る場合、それは集団間に等しいケイパビリティがあった上での個人的選択の結果なのか、あるいは差別や抑圧の結果なのかを検討する必要もある。センの生まれ育ったインドでは、女性の地位が低い。そして女性たちは特に^{あらが}諍うこともなく、その地位を受け入れているように見える。だが、果たしてそれは、女性に男性と等しいケイパビリティがあった上でのことなのか。もしそうでないとすれば、文化を理由にして女性の地位の低さを正当化することはできないというのが、センの主張である²⁸。

このように、さまざまな多様性と選択に配慮しつつも平等を追究するケイパビリティ・アプローチは現在、学問と実践の垣根を越えて大きなトレンドとなっている。国連開発計

²⁷ アマルティア・セン『自由と経済開発』石塚雅彦訳、日本経済新聞社、2000年。本書の原題 *Development as Freedom* は、人々の自由（ケイパビリティ）の拡大こそが発展であり開発の目標であるというセンの思想を表していると言える。

²⁸ アマルティア・セン「社会的コミットメントとしての個人の自由」川本隆史訳、『みすず』1月号・第358号、みすず書房、1991年。

画（UNDP）の人間開発指数（HDI）や年次報告書『人間開発報告書』にはセンのケイパビリティ・アプローチが生かされているが、センが緒方貞子氏とともに共同議長を務めた国連の人間の安全保障委員会の最終報告書『安全保障の今日的課題』においても同様である²⁹。また、専門の国際学会（Human Development & Capability Association, HDCA）も発足しており、センは初代会長を務めた。ケイパビリティ・アプローチの適用対象も、教育、医療、環境、コミュニティ開発、アニマル・ウェルフェア、テクノロジーなど、広がりを見せている³⁰。

したがって、HDCAの第8代会長を務めたイングリッド・ロビーンズが指摘しているように、「ケイパビリティ・アプローチは一般に、精密な理論というよりは、フレキシブルで多目的に利用可能な枠組として理解されている」³¹。だが、貧困の測定や人権の理論化に加えて、正義論の構築という特定の目的のために、ケイパビリティ・アプローチを具体化してゆくこともできる³²。

この特定の目的にかなうものとして、ロビーンズによる「諸々のケイパビリティ理論の主要概念図」を図4として紹介しておこう³³。この概念図にあるように、人々のケイパビリティに影響するのは、財（資源）や、財とケイパビリティの間に介在する多様性（各人の変換要因集合）だけではない。構造的制約や

選好形成メカニズム・意思決定にかかる社会的影響、さらには人生経験や個人の性格なども、直接的、間接的にかかわっている。つまり、ロビーンズが指摘しているように、財が常に人々のケイパビリティの有無や大小を決定するとは限らないのである。例えば性的マイノリティの人々のなかには性的マジョリティの人々よりも金銭的に恵まれている人もいるが、そうであっても社会的・法的規範によって道徳的地位を^{おとし}貶められていると言える。カミングアウトで仕事を失ったり、身体的・精神的な暴力に^{さら}晒されたりすることもあるだろう。そのため、自らの性的指向を公にすることができるといふ彼らのケイパビリティは、性的マジョリティの人々と等しい状態にはない³⁴。すると、このケイパビリティの平等のためには社会的・法的規範を変えなければならぬことがわかる。ケイパビリティ・アプローチによる正義論を構築する上で、図4のような概念図が与えてくれる示唆は大きい。

²⁹ 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年。

³⁰ 社会的厚生³⁰の指標としてケイパビリティ・アプローチを説明したものとして、マーク・フローベイ『社会厚生³⁰の測り方—Beyond GDP』（坂本徳仁訳・解説、日本評論社、2023年）第6章を参照されたい。

³¹ Ingrid Robeyns, *Wellbeing, Freedom and Social Justice: The Capability Approach Re-Examined*, Open Book Publishers, 2017, p. 24.

³² Robeyns, *Wellbeing, Freedom and Social Justice*, p. 29. ロビーンズは、一般的な枠組としては「ケイパビリティ・アプローチ」と呼び、具体化された枠組としては主に「ケイパビリティ理論」と呼ぶことを提案している。だが、以下の図4で紹介するロビーンズが作成した概念図のタイトルには「ケイパビリティ理論」とあり、しかしながらそれに関する説明では「ケイパビリティ・アプローチ」との言及があることから窺えるように、両者の厳密な使い分けは難しいと思われる。そのため本稿では引用の場合を除いて「ケイパビリティ・アプローチ」を一貫して用いる。

³³ Robeyns, *Wellbeing, Freedom and Social Justice*, p. 83. ただし「人生における従前の経験；個人の性格」の箇所は、わかりやすさのために一部割愛させていただいた。

³⁴ Robeyns, *Wellbeing, Freedom and Social Justice*, pp. 81-82.

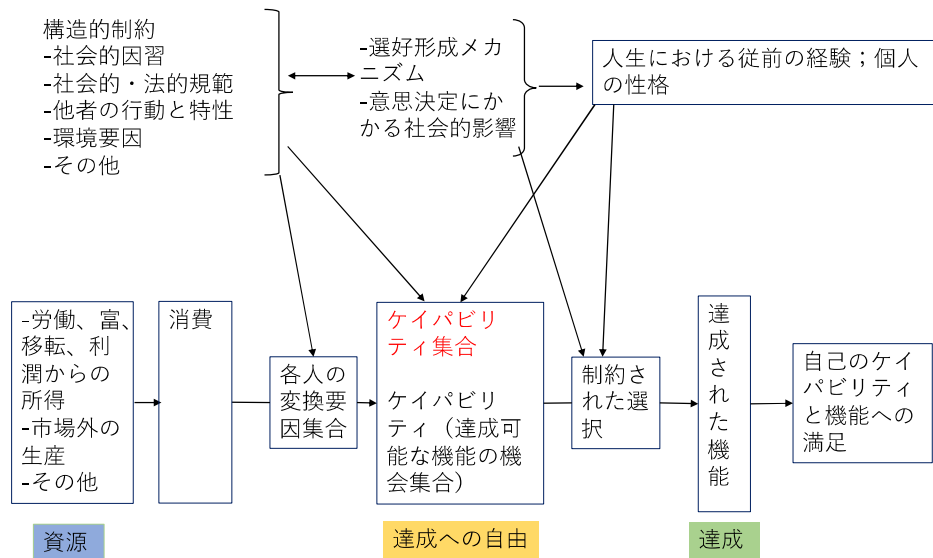


図4 諸々のケイパビリティ理論の主要概念図 (Robeyns, 2017, p. 83より)

IV 新たな視座が示す3つのテーマ

ケイパビリティ・アプローチによる正義論はこれまで、基本的とされるケイパビリティの平等を提案してきた。

センは、次の引用文にあるように、何が基本的なケイパビリティであるかは文化に従属するとしている。曰く、「基本的ケイパビリティの平等という観念はきわめて一般的なものだが、それを適用するにあたっては、どうしても（特に異なったケイパビリティを比較考量するような場合に）文化に従属する（culture-dependent）形で現れざるをえない。ロールズの平等論が〔西洋近代の〕文化に従属しているだけでなく、物神崇拝的な特徴をも有しているのに対して、基本的ケイパビリティの平等論は物神崇拝に陥っていないものの、〔どのケイパビリティを重視するかに関し

て、当該文化に従属する理論である点は、共通している」³⁵。そのためセンは、基本的ケイパビリティの具体的な内容は事例ごとの例示にとどめている³⁶。

他方で、ケイパビリティ・アプローチの分野でセンと同様の影響力を持ち、HDCAの第2代会長を務めたアメリカ合衆国の哲学者マーサ・ヌスバウムは、新アリストテレス主義の立場から、よい生との関係でケイパビリティを論じてきた³⁷。歴史的・倫理的な観点から人間らしい生活とは何かを問うヌスバウムは、人間の生活の一般的輪郭を描き出し、それを限界づけるものに立ち向かうためのケイパビリティとして、以下を挙げている³⁸。

- ① 寿命をまっとうすることができること
- ② 健康でありうること
- ③ 身体的暴力を避けられること

³⁵ セン「何の平等か?」、255～256頁。訳語を一部変更させていただいた。

³⁶ だがセンは、近年では人権との関係から、移動のケイパビリティ、衣食住のケイパビリティ、社会生活への参加のケイパビリティなどは、どの社会においても基本的だもしている。Amartya Sen, “Human Rights and Capabilities”, *Journal of Human Development*, 5(3), 2005.

³⁷ ヌスバウムの京都賞受賞記念講演会講演録「人間的であろうとする哲学」について以下を参照されたい。https://www.kyotoprize.org/wp-content/uploads/2019/08/2016_C3.pdf

³⁸ マーサ・C・ヌスバウム『正義のフロンティア-外国人・障害者・動物という境界を越えて』神島裕子訳、法政大学出版局、2012年、90-92頁。訳語を一部変更している。

- ④ 感覚・想像力・思考力を働かせることができること
- ⑤ 感情を働かせることができること
- ⑥ 実践理性を働かせることができること
- ⑦ 他者と連帯することができること
- ⑧ 動植物と共生することができること
- ⑨ 遊ぶことができること
- ⑩ 自分の政治的・環境的な環境をコントロールできること

これらは「人間の中心的ケイパビリティ」と呼ばれており、正義論においてはロールズの「基本財」と同様の役割を担うものである。さらにヌスバウムによれば、人はただ人間であるという理由で中心的ケイパビリティへの資格権原を有しているため、あらゆる国家は人々の中心的ケイパビリティへの権利を憲法で保障すべきだということになる³⁹。

ではケイパビリティ・アプローチは、これからの正義論が取り組むべき重要なテーマとして、何を示しているだろうか。

第一に、平等のための不平等である。センによるロールズ批判において明らかになったように、ケイパビリティ・アプローチでは、基本的とされるケイパビリティの平等のために資源の不平等な分配が要請される。例えばある社会において、仮に「中学生で海外修学旅行に行くことができる」が基本的なケイパビリティとして受け入れられるならば、その社会の誰もが中学生で海外修学旅行に行くこ

とができるように、生活困窮家庭には、他の家庭よりも多くの資源が分配される必要がある⁴⁰。だが、そうであるがゆえに、何が基本的なケイパビリティであるかについては、民主的な議論が求められるだろう。

第二に、人々の道徳的な行為主体性 (agency) である。人々は自らの人生のナビゲーターとして、様々な選択的行為を行っている⁴¹。その行為には利他的なもの、つまり他者利益や社会全体の利益のために自己利益を低減させてしまうものも含まれるが、センによればその際に発揮されているのは「行為者性の自由」 (agency freedom) である⁴²。正義にかなった社会を実現し維持していくためには、行為者性の自由を発揮することができる人々が不可欠である。センは行為者の道徳性について、アダム・スミスの「公平な観察者」というアイデアを継承しており、「共感」という道徳感情を重視している⁴³。ヌスバウムも中心的ケイパビリティに、想像力や感情、他者との連帯、さらには動植物との共生なども含めていることから、人々の道徳的な行為主体性を重視していることが窺える。そのような行為者性を備えた人々をどうすれば育成できるのかについては、教育学との協働が不可欠であるだろう。

第三に、ジェンダー平等である。人々のケイパビリティは家庭、地域、学校、職場などで育まれるため、それらの場におけるジェン

³⁹ ヌスバウムの理解では、正義へのケイパビリティ・アプローチは正義への人権アプローチと親和的である。曰く、「私がケイパビリティのリストに含めている諸々のケイパビリティは・・・いわゆる第一世代の権利 (政治的・市民的な自由) およびいわゆる第二世代の権利 (経済的・社会的な権利) の両方が占める範囲を、実際に対象とする。そしてケイパビリティと人権は、国内における憲法思想と国際正義に関する思想の両方の基礎として用いる、きわめて重要で根本的な権原を説明することにおいて、同様の役割を果たす」(ヌスバウム『正義のフロンティア』、326頁)。訳語を一部変更した。

⁴⁰ 東京都港区は2023年9月、2024年度に全区立中学校の3年生がシンガポールに3泊5日の修学旅行に行くという計画を発表した。義務教育の一環として海外修学旅行がなされることの含意は大きいように思われる。

⁴¹ Rutger Claassen, *Capabilities in a Just Society: A Theory of Navigational Agency*, Cambridge University Press, 2018.

⁴² Amartya Sen, "Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984", *The Journal of Philosophy*, 82(4), 1985.

⁴³ Amartya Sen, "Introduction", Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, Penguin Classics, 2009. スミスの『国富論』を『道徳感情論』と付き合わせて読むべきことについて、堂目卓生『アダム・スミス—『道徳感情論』と『国富論』の世界』(中公新書、2008年)を参照されたい。

ダー平等への取り組みが必要であると同時に、それらの場を包む社会それ自体がジェンダー平等を奨励するものでなければならない。ヌスバウムが指摘しているように、人々の内部にあるケイパビリティは「内的ケイパビリティ」であり、それらは発達においても発揮においても外的環境の影響下にある⁴⁴。旧民法下で戸主制度があった日本では、戸主制度の廃止後も残る家父長制の慣習とそれを支える認識により、女性が活躍する場は今なお、家庭とその延長と考えられがちである。そのため、女性のケイパビリティの方が男性のケイパビリティよりも抑圧されやすい構造があり、女性の選好の方が男性の選好よりも「慎ましい」傾向がある。1999年の男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指すものであり、女性の内的ケイパビリティの発達や発揮を阻害する社会構造を変えようとするものだと言える。法をつくる政治の場でジェンダー平等が進むことの重要性が窺える。

おわりに

世界銀行のエコノミストを長年務めたブランコ・ミラノヴィッチによれば、20世紀は「継続的な平均所得の上昇に所得不平等の縮小が伴った、歴史上でも唯一の時期」⁴⁵であった。本稿で俯瞰した現代正義論の出発点にあるロールズ正義論は、そのような時期に構築・展開されたものである。ケイパビリティ・アプローチによる正義論は、人々が保有する財(資源)ではなくケイパビリティに着目すること

により、経済成長の見込みが乏しい時代においても、分配的正義について実践的に論じてゆくことができるだろう。

他方でロールズ正義論は、現実から距離をおいた政治哲学という特殊な空間で、仲間内での精緻な議論を重ねてきたとも指摘されている⁴⁶。ケイパビリティ・アプローチによる正義論は、何を基本的なケイパビリティとするかに関する民主的な議論を要請することにより、その特殊な空間を一般に開いていくことができるだろう。

人は自分の立ち位置から正義について語るため、正義論の公正さのためには、語り手は複数かつ多様であることが望ましい。その意味で正義論もデモクラシーを必要とする。私たちの手元にある正義論は、私たちの社会がどれだけ民主的であるのかを反映しているということを忘れずにいたい。

⁴⁴ Martha C. Nussbaum, *Creating Capabilities: The Human Development Approach*, The Belknap Press of Harvard University Press, 2011.

⁴⁵ ブランコ・ミラノヴィッチ『大不平等-エレファントカーブが予測する未来』立木勝訳、みすず書房、2017年、221頁。

⁴⁶ Katrina Forrester, *In the Shadow of Justice: Postwar Liberalism and the Remaking of Political Philosophy*, Princeton University Press, 2019.